

長とその組織

長

- 当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。(法 § 147)
- 当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。(法 § 148)

(所掌事務の例示)

- ・ 議会の議決を経べき事件につき議案を提出すること。
- ・ 予算を調製し、及びこれを執行すること。
- ・ 地方税を賦課徴収し、分担金・使用料・加入金・手数料を徴収し、及び過料を科すること。
- ・ 決算を議会の認定に付すること。
- ・ 会計を監督すること。
- ・ 財産を取得し、管理し、及び処分すること。
- ・ 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。
- ・ 証書及び公文書類を保管すること。
- ・ その他、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。

執行機関

副知事・副市町村長

- 長を補佐し、長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、長の職務を代理する。(法 § 167)

会計管理者

- 当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。(法 § 168)

(所掌事務の例示)

- ・ 現金・有価証券・物品の出納及び保管
- ・ 小切手の振出
- ・ 現金・財産の記録管理
- ・ 支出負担行為に関する確認
- ・ 決算の調製、長に提出

専門委員

- 長の委託を受け、その権限に属する事務に関し必要な事項を調査する。(法 § 174)

- 執行機関の担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う。
(法 § 138-4④・法 § 202-3①)

附属機関

内部組織

部(局) 部(局) 部(局) 部(局)

課 課 ...

- 長の権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。(法 § 158①)

総合出先機関

- 長の権限に属する事務を分掌するため、条例で、必要な地に、支庁・地方事務所(都道府県)、支所・出張所(市町村)を設けることができる。(法 § 155①)

特別出先機関

- 法律又は条例の定めるところにより、保健所、警察署その他の行政機関を設けるものとする。(法 § 156①)

補助機関